

## <養育費請求の調停について>

### 1 概要

離婚後、子を監護している親は、他方の親に対して養育費の支払を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった養育費であっても、その後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子どもが進学した場合など）には養育費の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、あなた及び相手から事情を聴いたり、書類等を提出してもらったりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、養育費の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※ 両親が離婚していない場合に子どもの養育費の支払いを求める場合には、夫婦関係調整（離婚）や婚姻費用の分担の調停の中で話し合いをすることができます。

※ 養育費の算定表は、次のサイトに掲載されていますので、参照してください。

[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryo/H30shihou\\_houkoku/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html)

### 2 提出していただく書類について

#### ① 必ず提出していただく書類等

次の書類は、**第1回調停期日の1週間前までに提出してください。**

##### □ 収入に関する書類

→ 源泉徴収票写し、給与明細写し（直近3か月分）、確定申告書写し、非課税証明書写し等のあなたの収入が分かるもの

##### □ 過去の養育費に関する取り決めや支払状況に関する書類

→ 過去の審判書、判決書、調停調書等の写し

#### ② 養育費の算定にあたり、考慮してほしい特別な費用がある場合

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

### 3 上記2の書類の提出方法について

- ・ 養育費請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手用としてコピーを2通提出するとともに、調停期日にはあなた用の控えを持参してください。
- ・ 書類の提出に関する注意事項は、同封の「重要・必ずお読みください」とその裏面の「その書類、大丈夫ですか？」をご覧ください。

### 4 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。各調停期日の終了時には、当事者双方の意向を確認した上で、双方又はその代理人が同席して、調停の進行予定や次回までの課題等に関する確認を行うことがあります。

